別 紙 １

議　　題

税務関係部課長会議

議題１　固定資産税の減免について（半田市提出）

【要旨】

災害による固定資産税の減免については、減免規則において「当該災害後に到来するすべての納期に係る納付額」を減免すると規定し、到来する納期に係る納付額が納付（通常は全期納付）されている場合は、担税力の観点から減免を行ってきませんでした。

本年５月、倉庫火災によりマンションが類焼し、複数戸が被災する事案が発生しましたが、被災された方の一人が固定資産税を全納していたため減免とならず、納付状況によって減免の取り扱いが異なることは公平性に欠けると問題になりました。今後、災害による固定資産税の減免については、一部又は全部納付されている場合でも減免とするよう規則改正等を考えています。各市の状況を参考としたいので、以下についてご教示ください。

（１）災害による固定資産税の減免の取り扱いについてお聞きします。

①　一部又は全部納付されていても減免する（減免分を還付する）

②　未納の場合は減免する

③　その他（　　）

（２）（１）の取り扱いは何で規定していますか。

①　条例・規則

②　要綱・要領等

③　その他（　　）

④　特に規定していない

（３）（１）の取り扱いは、どの税目でも同じですか。

①　同じ

②　異なる（税目：　　）

（４）（１）の取り扱いは、どの減免事由でも同じですか。

①　同じ

②　異なる（事由：　　）

議題２　市県民税の減免について（知立市提出）

【要旨】

現在、当市において、市県民税の減免基準等について見直しを行っています。

減免については、徴収猶予、納期限の延長等によっても到底納税が困難であると認められるような担税力がない者等について、その個別の事情に即して税負担の軽減を行うための措置であると理解しています。

したがって、生活困窮理由による減免申請があった場合は、前年の所得状況及び当該年の所得状況や、個々の事情等について聴き取りを行った上で総合的に判断をしています。

そこで、以下の点について、ご教示ください。

（１）生活困窮理由の場合、減免申請者の所得のみを基準に判断をしていますか。あるいは申請者以外の所得も考慮して判断をしていますか（例：同世帯の世帯員の所得など)。減免制度の取扱要領等があればご提供ください。

（２）第１期あるいは第２期の納期限前に減免申請を受けた場合、年末までの間で、申請時の所得の見込額と実際の所得額に差異が生じた結果、減免非該当の状況となった場合、減免の取消を行うことがありますか。